

2025年10月7日

事業者各位

一般社団法人秩父地区労働基準協会

職長等監督者教育の開催について

貴社、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当協会の事業に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第60条において、「事業主は新たに職務につくことになった職長に対し、安全及び衛生のための教育を行わなければならない。」と定められております。また、平成18年1月の改正労働安全衛生規則第40条で職長教育の教育事項としてリスクアセスメント教育が従来の事項に追加されました。これらを含め、職長は、事業主から権限委譲された事項については、法的責任を負うことになります。

さて今般、当協会では、職長教育を下記の通り実施することといたしました。新任及び教育を受けていない職長（第一線監督者）の方に、受講していただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 12月 4日(木) 9時～18時
 12月 5日(金) 9時～18時 迄の2日間
 2. 会 場 横瀬町町民会館（駐車場有り）
 秩父郡横瀬町横瀬 2000 TEL 0494(22)2267
 3. 募集人員 50 名
 4. 受講料 会 員 13,000円（税込、テキスト・資料代を含む）
 会員外 15,000円（税込、テキスト・資料代を含む）
 ※ 受領しました受講料は原則とし、お返し出来ません。
 5. 申込方法 別紙受講申込書に記入の上、受講料を添えて、11月26日（水）
 までに下記へ申込下さい。なお、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
- (一社)秩父地区労働基準協会 秩父市上宮地町 23-25
TEL 0494-22-3020 FAX 0494-22-3242
6. その他 全ての講義を受講された方には、修了証を交付致します。原則として、締め切り後の受講者の変更は認められませんので、ご了承下さい。

以上

職長等監督者の安全衛生教育日程表

2025年度下期

日	時 間	講 習 科 目
十二月 四 日	9:00 ～18:00	第1編 職長の役割 (L0)
		第2編 職長の職務
		第5章 リスクアセスメントの実施とその結果に基づく リスク低減措置 (L6)
		第6章 設備の改善 (L3-1)
		第7章 環境改善の方法と環境条件の保持 (L3-2)
		第8章 作業方法の改善 (L1-2)
		第9章 安全衛生点検 (L3-3)
		第12章 労働災害防止についての関心の保持 (L5-1) 労働者の創意工夫を引き出す方法 (L5-2)
		第3編 職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメント システム (OSHMS)
		第1章 第1章 OSHMS とは何か
		第2章 第2章 OSHMS の導入と職長の役割
		第3章 第3章 現場の安全衛生実行計画
十二月 五 日	9:00 ～18:00	第2編 職長の職務
		第1章 指導・教育の進め方 (L2-1)
		第2章 監督・指示の方法 (L2-2)
		第3章 作業手順の定め方 (L1-1)
		第4章 適正配置 (L1-3)
		第10章 異常時における措置 (L4-1)
		第11章 災害発生時における措置 (L4-2)

職長教育受講申込書

受講番号 (記入不要)	(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所
※	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	〒
※	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	〒
※	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	〒
※	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	〒
※	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	〒

上記の通り、受講料 円× 名分 円を添えて申し込みます。

2025年 月 日

事業所名 _____

事業所所在地 _____

電話番号 _____ F A X 番号 _____

担当者名 _____

一般社団法人秩父地区労働基準協会長 殿